

令和4年2月14日
関東地方整備局営繕部

記者発表資料

陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸を改修します。

～指定有形文化財の保存活用改修工事 第二弾～

『明治記念大磯邸園東地区2期（22）建築改修その他工事』を入札公告しました。

国土交通省関東地方整備局では、地方公共団体との連携の下、「明治150年」関連施策として、明治期の立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存・活用を図るため、神奈川県中郡大磯町において、明治記念大磯邸園の整備を進めています。

本工事は、邸園東地区において、大磯町指定有形文化財である「陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸」の保存活用改修、及び「トイレ棟」の新築を行うものです。

■明治記念大磯邸園の整備に係る検討経緯は、下記HPからご覧いただけます。

明治記念大磯邸園HP

<https://www.ktr.mlit.go.jp/showa/ooiso/index.htm>

○入札公告：入札情報サービスで容易に確認できます。

（<https://www.i-ppi.jp/IPPI/SearchServices/Web/Koji/Kokoku/Search.aspx>）の画面において、

①工事名（文字列検索）に「明治記念大磯邸園」を入力、②公告日を「☒期間指定 年 月 日から」に指定⇒「検索開始」をクリック

○工事の概要

- ・工事場所：神奈川県中郡大磯町東小磯295
- ・敷地面積：28,838㎡
- ・構造規模：陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸 主屋 木造2階建、延べ面積 約300㎡ 改修1棟
トイレ棟 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建、延べ面積 約40㎡ 新築1棟
- ・工期：契約締結の翌日から 令和5年1月16日まで

○発注スケジュール：

申請書受付期限：令和4年 3月 1日

開 札 予 定：令和4年 4月12日

発表記者クラブ			
竹芝記者クラブ		埼玉県政記者クラブ	
神奈川建設記者会	神奈川県政記者クラブ		平塚記者クラブ
問い合わせ先			
国土交通省	関東地方整備局	営繕部	048-601-3151（代表）
技術・評価課	課長	杉田 篤司（すぎた あつし）	（内線：5451）
計画課	課長補佐	藤平 顕久（とうへい あきひさ）	（内線：5153）

○公告概要

- 入札方式：一般競争入札 総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）
- 工事種別：建築工事（B等級又はA等級）
- 参加要件：企業・配置予定技術者は、以下の施工実績・工事経験を有する必要があります。
 - 企業に求める施工実績：木造の歴史的建築物の改修工事
 - 配置予定技術者に求める工事経験：下記（ア）又は（イ）のいずれか
 - （ア）延べ面積300㎡以上の建築物における躯体の改修を含む工事
 - （イ）延べ面積300㎡以上の建築物の新築又は増築工事（民間工事・官公庁工事いずれでも申請可能です。詳しくは入札公告を参照ください。）
- 工事契約後の資材価格等の急激な変動については、工事請負契約書第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づく請求が可能です。



【陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸（外観）】



【陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸（空撮）】

「明治記念大磯邸園東地区2期（22）建築改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。
本工事の詳細な内容に関しては、工事公告時に提示する設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、明治記念大磯邸園東地区（神奈川県中郡大磯町東小磯295）において、大磯町指定有形文化財である「陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸」の保存活用改修、及び「トイレ棟」の新築を行うものです。

（1）主な工事内容

- ・陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸改修（木造 2階建 延べ面積 約300 m²）
- ・トイレ棟新築（鉄筋コンクリート造一部木造 平屋建 延べ面積 約40 m²）

（2）施工時期、施工条件

- ・現場説明書説明事項その2（営繕工事用）－現場及び技術に関する事項〔工程関係〕に記載します。
- ・来園者、歩行者等の安全を確保するため、交通誘導警備員の人員を計上しています。
（現場及び技術に関する事項〔交通誘導警備員〕に記載します。）
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設備等計画図」等（A陸共-036～037図及び参考-001～002図）、作業時間については現場説明書に記載します。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

（1）実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

（2）入札時積算数量書活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

（3）施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件については、監督職員との協議の対象となります。
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です。）

（4）工事関係図書等に関する効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

（5）週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）を適用します。

（6）主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・現場施工に着手するまでの期間（開札日から30日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

<参考>

施工計画として求める項目

「本工事における工事現場管理のうち火災防止に関する具体的な施工計画について」

- ・本工事で改修する建築物が木造であることから、火災防止が重要であるため、施工上配慮すべき事項として求めるものですが、「適切な施工計画」であるかということに着目するものであり、設計図書に示す仕様を超えるような提案を求めるものではありません。